



金 沢 市 公 報

号外第10号の6

平成26年(2014年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
規 則		金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 (医療保険課) 5
金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則 (障害福祉課)	1	金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (地域保健課) 6
金沢市における保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (こども福祉課)	5	子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (健康総務課) 6
金沢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則 (")	5	金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則 (リサイクル推進課) 7
金沢市障害者高齢者体育館条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)	5	

規 則

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第33号

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

第3条の2中「第21条の5の4第1項第1号」を「第21条の5の4第1項」に、「同条第2項第1号」を「同条第3項各号」に改める。

別表第2の備考第7項第3号及び別表第4の備考第9項第3号中「同条第13項」を「同条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に改める。

様式第2号の2中「支給申請に係る障害児」を「支給申請に係る児童」に、

医療型個別減免に関する認定 医療型障害児入所施設入所者(注1)であるため、医療型個別減免を申請します。	を
特定入所障害児食費等給付費に関する認定(医療型施設は除く。) 障害児入所施設入所者(注2)であるため、特定入所障害児食費等給付費を申請します。	
生活保護への移行予防措置(自己負担減免措置、特例補足給付)に関する認定 生活保護への移行予防措置(自己負担減免措置、特例補足給付)を申請します。 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	

<p>多子軽減措置に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (該当するものに を付けてください。)</p> <p>1 第2子に該当する者 2 第3子以降に該当する者 在園証明等が必要となります。</p>	に
<p>医療型個別減免に関する認定 医療型障害児入所施設入所者(注1)であるため、医療型個別減免を申請します。</p>	
<p>特定入所障害児食費等給付費に関する認定(医療型施設は除く。) 障害児入所施設入所者(注2)であるため、特定入所障害児食費等給付費を申請します。</p>	
<p>生活保護への移行予防措置(自己負担減免措置、特例補足給付)に関する認定 生活保護への移行予防措置(自己負担減免措置 特例補足給付)を申請します。 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。</p>	

改める。

様式第2号の3中「支給申請に係る障害児」を「支給申請に係る児童」に改める。

様式第2号の4中「障害児」を「児童」に改める。

様式第2号の5中「支給申請に係る障害児」を「支給申請に係る児童」に、

<p>生活保護への移行予防措置(自己負担減免措置、特例補足給付)に関する認定 生活保護への移行予防措置(自己負担減免措置 特例補足給付)を申請します。 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。</p>	を
--	---

<p>多子軽減措置に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (該当するものに を付けてください。)</p> <p>1 第2子に該当する者 2 第3子以降に該当する者 在園証明等が必要となります。</p>	に
<p>生活保護への移行予防措置(自己負担減免措置、特例補足給付)に関する認定 生活保護への移行予防措置(自己負担減免措置 特例補足給付)を申請します。 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。</p>	

改める。

(金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則の一部改正)

第2条 金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則(平成15年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第5条第22項」を「第5条第21項」に改める。

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第3条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年規則第42号)の一部を次のように改正する。

第1条中「金沢市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例」を「金沢市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例」に改める。

第4条の見出しを「障害支援区分認定調査員証」に改める。

第5条の見出し及び同条第1項中「金沢市障害程度区分認定審査会」を「金沢市障害支援区分認定審査会」に改める。

様式第1号中「支給申請に係る障害児」を「支給申請に係る児童」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」

に、

区分 1 2 3 4 5 6

 を

区分等 1 2 3 4 5 6 非該当

 に、

居 住 系			宿泊型自立訓練	
		就労移行支援		
		就労継続支援 A 型		
		就労継続支援 B 型		
	共同生活介護（ケアホーム）	共同生活援助（グループホーム）		
	施設入所支援			

を

居 住 系			宿泊型自立訓練	
		就労移行支援		
		就労継続支援 A 型		
		就労継続支援 B 型		
	施設入所支援	共同生活援助（グループホーム）		共同生活援助を申請する場合に、入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることについて該当するものに を付けてください。 1 希望する 2 希望しない

に、

「障害程度区分認定」を「障害支援区分認定」に改め、「介護給付費」の次に「訓練等給付費（共同生活援助に係るものであって、入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する場合に限る。）」を加え、「グループホーム等入居者（注）」を「グループホーム入居者」に改め、「（注）グループホーム等は、共同生活介護（ケアホーム）又は共同生活援助（グループホーム）を行う住居」を削る。

様式第2号中「障害程度区分認定調査員証」を「障害支援区分認定調査員証」に、「同項前段」を「同法第20条第2項前段（同法第51条の6第2項において準用する場合を含む。）」に改める。

様式第3号中

障害児

 を

児童

 に、

障害種別	1	2	3
------	---	---	---

 を

障害種別	
------	--

に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に、

訓練等給付費の支給決定内容		を
サービス種別		

訓練等給付費の支給決定内容	
障害支援区分	
認定有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
サービス種別	

に、

共同生活介護、共同生活援助又は重度障害者等包括支援	
支給額	円/日

を

共同生活援助又は重度障害者等包括支援	
支給額	円/月

に改める。

様式第4号中「支給申請に係る障害児」を「支給申請に係る児童」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に、

区分 1 2 3 4 5 6	を	区分等 1 2 3 4 5 6 非該当	に、
----------------	---	------------------------	----

居 住 系		就労移行支援	を
		就労継続支援 (A型)	
		就労継続支援 (B型)	
	共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活援助 (グループホーム)	
	施設入所支援		

居 住 系		就労移行支援	共同生活援助を申請する場合に、入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることについて該当するものに を付けてください。 1 希望する 2 希望しない	に
		就労継続支援 A型		
		就労継続支援 B型		
	施設入所支援	共同生活援助 (グループホーム)		

改め、「主治医の欄は、介護給付費」の次に「又は訓練等給付費 (共同生活援助に係るものであって、入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する場合に限る。)」を加え、「グループホーム等入居者 (注)」を「グループホーム入居者」に改め、「(注) グループホーム等は、共同生活介護 (ケアホーム) 又は共同生活援助 (グループホーム) を行う住居」を削る。

附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に交付された第1条の規定による改正前の金沢市児童福祉法施行細則の規定による通所受給者証及び入所受給者証は、同条の規定による改正後の金沢市児童福祉法施行細則の規定にかかわらず、なお効力を有する。
- この規則の施行の日前に交付された第3条の規定による改正前の金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定による障害福祉サービス受給者証は、同条の規定による改正後の金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第34号

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則（平成10年規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第5項第2号中「から第3項まで」を「、第2項及び第6項」に、「第4項」を「第5項」に、「第2項、」を「第3項並びに」に、「第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改め、同備考第6項中「第6条第2項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成26年4月分からの保育料について適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

金沢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第35号

金沢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市立保育所条例施行規則（平成12年規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表金沢市立森山保育所の項中「95」を「105」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市障害者高齢者体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第36号

金沢市障害者高齢者体育館条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市障害者高齢者体育館条例施行規則（昭和57年規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「630円」を「640円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の納期に係る使用料について適用し、同日前の納期に係る使用料については、なお従前の例による。

金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第37号

金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市国民健康保険条例施行規則（昭和34年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中

被保険者氏名		世帯主との続柄	
死亡原因			

を

被保険者氏名	世帯主との続柄	
--------	---------	--

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の第2号様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第38号

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例施行規則（昭和31年規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中「940円」を「970円」に、「580円」を「600円」に改め、同表第2号の表中「910円」を「930円」に、「2,140円」を「2,200円」に、「7,640円」を「7,850円」に、「2,440円」を「2,500円」に、「6,110円」を「6,280円」に、「12,230円」を「12,570円」に、「710円」を「730円」に、「1,220円」を「1,250円」に、「2,240円」を「2,300円」に改め、同第2号の表の備考第2項中「1,010円」を「1,030円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第39号

子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

子育て支援医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条第2号」を「第3条第1項第1号」に改める。

第3条第1項中「又は第2項」を削り、「医療費助成資格認定申請書」を「子ども医療費助成資格認定申請書」に改める。

第4条中「小児の」を削り、「小児医療証（様式第2号）を、児童の保護者に対し児童医療証（様式第2号の2）」を「子ども医療証（様式第2号）」に改める。

第5条第1項中「小児に係る医療費にあつては小児医療費助成金支給申請書（様式第3号）を、児童に係る医療費にあつては児童医療費助成金支給申請書（様式第4号）」を「子ども医療費助成金支給申請書（様式第3号）」に改め、同条第3項中「小児に係る医療費にあつては前条の小児医療証及び被保険者証等を、児童に係る医療費にあつては被保険者証等（同条の児童医療証の交付を受けている場合にあつては、当該児童医療証及び被保険者証等）」を「前条の子ども医療証及び被保険者証等」に改める。

第6条中「小児医療証又は児童医療証（以下「小児医療証等」という。）」を「子ども医療証」に、「小児医療証等を」を「当該子ども医療証を」に改める。

第7条中「小児医療証等の」を「第4条の子ども医療証の」に、「小児医療証等に」を「当該子ども医療証に」に、「小児医療証等を」を「子ども医療証を」に改める。

様式第1号中「医療費助成資格認定申請書」を「子ども医療費助成資格認定申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「医療費助成の」を「医療費の助成の」に改める。

様式第2号中

小 児 医 療 証	
番 号	

子 ども 医 療 証	
市町コード	
番 号	

「小児」を「子ども」に改める。

様式第2号の2を削る。

様式第3号中「小児医療費助成金支給申請書」を「子ども医療費助成金支給申請書」に、「小児氏名」を「子ども氏名」に、「小児医療費助成の」を「医療費の助成の」に改める。

様式第4号を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に効力を有する小児医療証（同年4月1日にその効力を失うものに限る。）の交付を受けている保護者で、この規則の施行の日に子育て支援医療費助成に関する条例（昭和48年条例第2号）による医療費の助成を受けることができるものは、同日に、改正後の子育て支援医療費助成に関する条例施行規則第3条の規定により申請書を提出したものとみなす。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第40号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第3号の2の備考中「2,300円及び9,400円」を「2,400円、5,600円及び9,700円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の様式第3号の2の規定は、この規則の施行の日以後に交付するごみ処理券について適用し、同日前に交付したごみ処理券については、なお従前の例による。

平成26年(2014年)3月31日 印刷
平成26年(2014年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄